

研究・信託法(11)

公益信託

University of Oxford, Visiting Scholar 渡辺宏之

— 目 次 (第11回) —

| | |
|-----------------------------------|--------------------------|
| 第1回 信託をめぐる国際的な状況と信託の法律構成 (本誌270号) | 第10回 信託と金融商品取引法 (本誌291号) |
| 第2回 信託の設定 (本誌271号) | 第11回 公益信託 |
| 第3回 信託財産 (本誌274号) | 1. わが国における公益信託の歴史と現状 |
| 第4回 受託者の義務・責任(1) (本誌278号) | 2. 公益信託の受託者 |
| 第5回 受託者の義務・責任(2) (本誌280号) | 3. 公益信託のガバナンス |
| 第6回 受益者等 (本誌282号) | 4. 公益信託認可の基準等 |
| 第7回 委託者／信託の終了等 (本誌283号) | 5. 公益信託と目的信託／その他 |
| 第8回 様々な信託の類型 (本誌286号) | 6. 英米における“公益信託”の動向 |
| 第9回 信託と会社 (本誌288号) | 7. 今後の展望 |
| | (以上、本号) |

1. わが国における公益信託の歴史と現状

(1) わが国における公益信託の歴史

旧信託法の制定過程では、政府原案には公益信託に関する条文は存在しなかった。しかしながら、江木衷委員が「公益信託を欠いた信託法はあり得ない」と強力に主張した結果、1922年（大正11年）公布の旧信託法では、最後の8条文において公益信託に関する規定が設けられることになったとされている⁽¹⁾。しかし、その後長い間公益信託の設定は全くない状態であった。

1977年になって初めて、2件の公益信託が設定され、各省庁、都道府県が公益信託の設

定許可・監督規則を逐次制定していった⁽²⁾。公益信託の毎年の新規受託件数は、公益信託の受託が始まった1977年から1996年までの20年間は平均して約25件あり、ピーク時には毎年40件以上の新規の公益信託が設定されていた。

公益信託法の改正をめぐる背景と経緯の概要は以下のようなものである。平成18年（2006年）の第165回国会（臨時国会）において新信託法（平成18年法律第108号）が成立したが、旧信託法のうち公益信託に関する部分については、実質的な改正が行われず、旧信託法の法律番号を付けたまま、その法律名を「公益信託ニ関スル法律」（以下「現行公益信託法」という）と改正した上で、旧信託法第66条以

下の規定の内容を基本的に維持し、新信託法との調整を図る観点から若干の改正が行われたにとどまった。その理由については、当時、先行して普及していた公益法人制度の110年ぶりの改正があったために、公益法人制度改革の動向を踏まえてからということであったとされている。そのため、信託法制定時の衆・参両院の附帯決議において「公益信託制度については、公益法人と社会的に同様の機能を営むものであることに鑑み、先行して行われた公益法人制度改革の趣旨を踏まえつつ、公益法人制度と整合性のとれた制度とする観点から、遅滞なく、所要の見直しを行うこと」とされた。

その後、平成20年12月から、旧民法下において設立された公益法人について、新たな公益法人制度の下での公益社団法人・公益財団法人への移行が行われていたが、平成25年11月に5年間の移行期間が満了したことを受け、法務省は、現行公益信託法の見直しの検討を開始し、法制審議会信託法部会(以下、「部会」という)を平成28年6月の第31回会議から再開した。部会は、平成29年12月、「公益信託法の見直しに関する中間試案」を取りまとめ、パブリック・コメントを経て、平成30年12月、部会で『公益信託法の見直しに関する要綱案』(以下、「要綱案」という)が決定された。その後、平成31年2月の第183回法制審議会総会において、要綱案と同じ内容の『公益信託法の見直しに関する要綱』(以下、「要綱」という)が決定され、法務大臣に答申された。要綱が答申されてから、本稿の脱稿時点〔令和4年(2023年)4月〕に至るまで、新公益信託法の法案は国会に提出されていない状況である。

なお、令和4年10月から内閣府において「新

しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」が開催され、公益法人制度の再改革と併せ、法制審議会の答申を踏まえた公益信託制度の改革が議論されており、令和5年(2023年)4月28日には同会議の最終報告案(以下、内閣府有識者会議「最終報告案」とする)が公表されている。

公益信託の現状については、現在の公益信託の件数の約9割が、信託銀行4社を受託者としており、その他の受託者は信託業務を兼営する金融機関14社である。2022年3月末時点では、公益信託の受託件数は393件、信託財産残高は574億円である。受託件数・残高ともに近年は減少傾向であり⁽³⁾、2003年からは終了する公益信託の数の方が新規受託件数よりも多くなり、その結果、現存受託件数は徐々に減少している状況のようである⁽⁴⁾。

(2) 公益信託法改正の前提となる「立法事実」について

法制審議会による『要綱』の答申後、法案の国会提出がなされていないことの原因については、2022年に公刊された公益法人協会の報告書によれば〔公益財団法人公益法人協会『新しい公益信託の活用に向けた勉強会報告書』(2022年3月)。以下、『公法協2022年報告書』とする)、公益信託法を改正するための「『立法事実』がそれほどはっきりあるわけではないため」と説明されているとのことである⁽⁵⁾。「立法事実」を「立法の前提となる十分な法改正のニーズ」と言いかえるならば、「立法を行うべきニーズが十分にあること」は当然の前提であり、その有無を見極めるために慎重を期することは正当な態度であろう。

信託法改正作業時に、新信託法により導入

を予定されていた種々の「新たな類型の信託」に対する十分なニーズが本当にあるのか、また、「新たな類型の信託」がそれらのニーズを満たす「器」としてふさわしいものに制度設計されているかについて、筆者は（本当にささやかな小さな声であるが）疑問を呈したことがある⁽⁶⁾。

他方で、新信託法の下で、いわゆる「遺言代用信託」（信託法90条1項）が、主として信託銀行の提供する金融商品の一環として、非常に活発に設定されているが、これは正直なところ筆者の予想を大きく超えるものであった。それゆえ、「将来の予測は非常に難しい」ことも併せて強調しておきたい。

(3) 新公益信託法の目的、公益信託の定義および要件

『要綱』では、「新公益信託法の目的」について、「新公益信託法は、公益信託をすることについての認可を行う制度を設けるとともに、受託者による公益信託事務の適正な処理を確保するための措置等を定めることにより、民間による公益活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進及び活力ある社会の実現に資することを目的とするものとする」（要綱第1）とされている。

「公益信託の定義」については、「公益信託は、学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益を目的とする受益者の定めのない信託であって、公益信託認可を受けたものをいうものとする」（要綱第2の1）とされ、「公益信託事務の定義」については、「公益信託事務は、学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の信託事務であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいうものとする」（要綱第2

の2）とされた⁽⁷⁾。

「公益信託の要件」として、「公益信託の効力の発生」については、「公益信託は、公益信託認可を受けなければ公益信託としての効力を生じないものとする」（要綱第3の1）とされた。現行法では、公益信託の「許可」となっているが、要綱では「認可」という概念・文言に変更されている。公益信託認可については、民間の有識者から構成される委員会の意見に基づいて、特定の行政庁が行うことを前提としていることが注記されている〔内閣府有識者会議「最終報告案」（令和5年4月28日）では、「公益信託の認可・監督について、公益法人制度と同様に、内閣総理大臣又は都道府県知事が行い、その諮問を受けた公益認定等委員会等の合議制の機関が公益性の判断を行う」ことが提案されている〕。

なお、要綱第3の1の規定にはただし書きがあり、「信託法第258条第1項に規定する受益者の定めのない信託としての効力を妨げないものとする」とされている。この点については目的信託との関係で後述する。「公益信託の信託の方法」については、「公益信託は、信託法第3条第1号又は第2号に掲げる方法によってすることができるものとする」（要綱第3の2）とされ、信託契約および遺言により設定できることになった。他方で、信託法第3条第3号のいわゆる自己信託（信託宣言）の方法では設定できないこととされている。

以上は、『要綱』における新公益信託法のイントロダクションである。以下では、各論となる事項につき、『中間試案』で争点となっていた論点を中心に取り上げることとする。

2. 公益信託の受託者

(1) 『要綱』の立場と自然人受託者

『要綱』では、「公益信託の受託者は、公益信託事務の適正な処理をするのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものでなければならぬものとする」（要綱第4の1）と規定している。

『中間試案』の段階では、「公益信託事務の適正な処理をなし得る能力を有する法人であること」を受託者の資格とする「甲案」と、「公益信託事務の適正な処理をなし得る能力を有する者（法人又は自然人）であること」とする「乙案」の両論併記であった。前者の甲案の主要な論拠としては、公益信託を安定的・継続的に遂行するためには受託者においてそれなりの人員、組織及び資力を有していることが前提となることが主張され、後者の乙案の主要な論拠は、公益信託の受託者として重要なのは、公益信託事務の適正な処理をなし得る能力であり、その能力を有する者であれば、法人であっても自然人であっても差し支えないことであった。

結果的に『要綱』では、「公益信託の受託者は、公益信託事務の適正な処理をするのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものでなければならぬものとする」（要綱第4の1）とのみ規定している。そして、公益信託の受託者の欠格事由について、「受託者になろうとする者が自然人である場合」（要綱第4の1の(2)ア）という文言が存在することから、要綱では、自然人受託者の存在を明確に想定しているということが出来る。

今回の要綱で自然人に公益信託の受託者としての可能性が開かれたことは、少なからぬ意義があるであろう。様々な公益目的の実現

のために、専門的な知識や能力を有している自然人は多数おり、これらの能力や知見を公益信託の受託者として活用できる可能性が開かれたことの意義は大きい。また、例えば小さなコレクションを公開したりすることを目的とする公益信託であれば、少数の自然人で足りるかもしれない⁽⁸⁾。

しかしながら、自然人受託者の場合に懸念されるのは、何か問題が生じた際の財産的基礎（経理的基礎）である。公益信託で行おうとしている信託事務（例えば、環境保護）についての知識・経験を有する個人などは、当該事業の運営については適任であっても、多額の信託財産を管理・運用するための「経理的基礎及び技術的能力」を有するとはいえないので、このようなときには、信託財産の管理・運用に関しては専門家である信託銀行が共同受託者になることが望ましいと考えられる⁽⁹⁾。

この点、「中間試案の第4の1(1)の（注2）」では、「受託者の資格として、自然人が公益信託の受託者となる場合には、公益信託の信託財産の適切な管理・運用をなし得る能力を有する法人と共同で受託者となることを必要とし、その法人と共同で公益信託事務の適正な処理をなし得る能力を有することを必要とするとの考え方がある。」として、法人との共同受託であれば自然人を公益信託の受託者とすることを許容する考え方が示されていた。しかし、共同受託者は相互にその業務執行を監視する義務を原則として負うことから、仮に自然人受託者の能力が十分でない場合には信託財産の適切な管理運用をなし得る能力を有する法人受託者の負担のみが増える可能性があること等の問題点が指摘されていた⁽¹⁰⁾。

筆者は、「法人との共同受託」を一律に自然人「受託者の資格」とすることは、法人受託者が共同受託者就任を事実上余儀なくされることで法人受託者のみの負担が増える懸念があるものの、「認可の際の基本的な基準」とすることは、合理的で適切なものであると考える。英国の公益組織を監督するチャリティ・コミッションも、近年は、新たにチャリティ(公益組織)を立ち上げる際には、チャリティが法人格を有する形態を推奨している傾向があるようである(第6章参照)。公益信託に限らず、私益信託においても、英国では近年は法人受託者化の傾向が見られることが指摘されている⁽¹¹⁾。

なお、米国の公益信託では、自然人も受託者となることがあるとしばしば指摘されるが、米国で「広義の公益信託」といいうる Charitable Remainder Trust (残余公益信託)等の分割利益信託においては、委託者である自然人自身が受託者となっている(かつ受益者の一人である)ケースが頻繁に見られるようである(第7章参照)。しかし、こうしたスキームの実態はいわば「すでに存在する公益組織に対する部分的な贈与」であり、新たに公益組織を立ち上げる類型である日本の公益信託とは大きく異なっているため、注意が必要である。また、そうしたケースでは実質的に「信託財産として指定した自らの財産を自分が受託者として管理している」ことになり、受託者の位置付けもきわめて特殊である。

(2) 受託者の義務・責任について

公益信託で共同受託者形式⁽¹²⁾をとる場合に、受託者の(他の受託者の監督に関する)注意義務を軽減すべきとの見解もみられるが、公益信託であるというだけでは、受託者

の注意義務を特別に軽減する理由とすることは難しいのではと思われる〔『要綱』では、むしろ逆に、公益信託では、別段の定めによる受託者の善管注意義務の軽減(信託法29条2項ただし書き)はできないこととされている(要綱第4の2の(1))〕。この点、公益信託の公益性を鑑みて、公益信託の受託者になる場合には、「限定責任公益信託」を前提として制度運営がなされるべきであるとの見解がある。この方式であれば、当事者の選択により、現行法の枠組みの下で、受託者の責任が原則として信託財産の範囲に限定される「限定責任信託」を設定することができる。信託法上、限定責任の公益信託を設定することは可能であるが、登記や実務運営上の対応を整備する必要がありうるものが、併せて指摘される⁽¹³⁾。

なお、公益法人等が公益信託の受託者となる場合には、受託者(公益法人等)の固有の事業と受託する公益信託の事業が近接していることが多いと思われるため、利益相反が生じないように注意が必要である⁽¹⁴⁾。

(3) 信託業法との関係

『要綱』に従って公益信託法の改正がなされれば、今後、信託銀行(および信託会社)以外の者が受託者となることを見込まれるが、その場合には、信託業法の適用の有無が重要な問題となる。信託業法上「信託業」を行うには内閣総理大臣の免許、「管理型信託業」の場合は登録が必要である。「信託業」とは「信託の引受けを行う営業」(信託業法2条1項)であるが、例えば、公益法人などが反復的にではなく、公益信託を1回かぎり受託するだけならば、業としての信託引受にはならず、信託業の免許を受けていなくても、

受託は可能であるとの見解がある⁽¹⁵⁾。また、公益信託認可機関より公益信託認可を受けて公益信託の受託者となることは「営業」ではなく、また実質においても公益信託認可機関の監督を受けることから、そもそも信託業法の適用はないとの見解もある⁽¹⁶⁾。どちらの見解に立脚しても、1回かぎりの公益信託の受託であれば信託業法の免許の対象となる「信託の引受けを行う営業」ではないということになるが、仮に公益法人等が反復継続して公益信託の受託者となる場合に信託業の免許が必要か否か、新たな法規定で明文化するか、少なくとも公権的な解釈を明らかにしておく必要があるであろう。

3. 公益信託のガバナンス

(1) 信託管理人

『要綱』では、「公益信託の信託行為には、信託管理人を指定する旨の定めを設けなければならないものとする」（要綱第5の1）と規定された。現行公益信託法は、公益信託を設定するときに、信託管理人を指定する定めを設けることを義務付けていないが、公益法人等監督事務連絡会議決定の「公益信託の引受け許可審査基準等について」（平成6年9月13日）〔以下、「許可審査基準」とする〕では必置機関となっており、税法上も特定公益信託および認定特定公益信託においては必置機関となっている。さらに、主務官庁による許可・監督制を廃止し、委託者、受託者及び信託管理人による自律的な監督・ガバナンスによって公益信託の運営の適正性を確保しようとする新たな公益信託においては、信託管理人に期待される役割は従前よりも大きくなる⁽¹⁷⁾。こうした背景・理由の下で、公益信託

の信託行為には、信託管理人を指定する旨の定めを設けなければならないことになった。

(2) 事務処理及び会計の監査権限を有する者

なお、『中間試案』では、公益信託における信託管理人の必置に関連して注記が設けられ、「美術館や学生寮の運営等を公益信託事務としている公益信託においては、会社法がその規模等に応じて監査役、会計参与、会計監査人等を置かなければならない会社を定めていることを参考にして、公益信託事務の規模等に応じて、公益信託の信託行為に、事務処理及び会計の監査権限を有する者を指定する旨の定めも設けなければならないとする考え方がある。」と記載されていた〔中間試案第5の1の（注）〕。

新公益信託法では信託管理人が必置となったが、それでもそのガバナンス構造は理事・評議員会・監事による重層的なガバナンス構造を有する現行の財団法人と比べると、非常に簡素である。しかしながら、法制度的に望ましいガバナンス構造が実際に十分機能するかはまた別である。そして、近年の公益法人制度改革の影響をふまえ、公益信託におけるガバナンス構造簡素化の要請も強い。

公益法人の場合は、各種の問題が発生し、それらが制度改革の動機の一つとなったということもあり、現行制度は株式会社の法制に倣った制度となっており、ガバナンスは強化されたと言われている。しかしながら、公益（財団）法人におけるガバナンス体制は、①煩雑・難解であり、少なくとも小規模法人には適していないこと、②評議員（会）制度は株式会社制度にも存在しない独特のものであり、その意味合いや制度の正統性に疑問が残り、③総じて舞台装置が過大ではないかとも

いわれている。制度の複雑さや理解の困難さならびに公益認定基準（＝遵守基準）の厳しさや各種問題点の内在により、公益法人への移行を躊躇した特例民法法人も多いようである。特に小規模な公益法人においてはこうした傾向が強く、形式的な要式行為に辟易し、制度の理解すらままならないところも多く、ガバナンスも必ずしも十分に行われていない実態が指摘されている⁽¹⁸⁾。

他方で、ガバナンス構造を簡素化したうえで例えば受託者の人数を増やせば（相互監視機能が働いて）ガバナンスが良くなるというわけでは必ずしもない。大規模な美術館等を運営することで著名な米国の J. Paul Getty Trust（いわゆるゲティ・トラスト）は18人の受託者をおいているが、2006年に大きな不祥事が生じ、公益組織の監督を行う Attorney General による調査の結果、前代表の個人的な支出に対する、信託財産の不適切な流用と、それを認めた他の受託者の判断の不適切さが指摘された。これに対して、Attorney General は、同信託に Independent Monitor（独立監査人）を設置するように命じている⁽¹⁹⁾。

以上の諸点を鑑みると、佐久間毅教授が主張されるように、少なくとも、現状の公益信託（信託銀行を受託者とし運営委員会を擁する、助成型の公益信託）以外の類型の公益信託を設定する場合には、ガバナンスの観点からは、信託管理人に加え、事務処理と会計の監査に限定した、公益財団法人の「監事」に相当する監督機関を置くことが望ましいと考えられる。佐久間教授は、公益信託の「軽量・軽装備」性は、金融庁の監督を受ける信託銀行が信託財産たる金銭を安全に管理運用して助成事務を行うという現状を前提として認め

られている面があるとしたうえで、信託管理人の必置化は私益信託でいえば受益者に当たるものであり、それとは別途、「自らの経済的利益の確保という監督の動機付けと合理性の前提になると考えられるものを有しないもの」を置くべきであるとされる⁽²⁰⁾。

ただし、公益財団法人の監事は事業活動を想定した監督機関と考えられるため、公益信託においては、「事業型」でありかつある程度以上の規模と持続性を有するものに限定して、公益財団法人の監事に相当する「事務処理及び会計の監査権限を有する者」を指定することが望ましいであろう。そうすると、具体的にはやはり「美術館や学生寮の運営等を公益信託事務としている公益信託」等が該当することになろう。しかしながら、『要綱』のルールの下では、後述のように、美術館の運営等の比較的大規模な事業を実現するためのハードルはかなり高いと思われるため、実際にそのようなケースがどれだけ出てくるかは未知数である。

(3) 運営委員会

『要綱』では採用されなかったが、『中間試案』では「受託者の資格」に関する（注）として、「受託者がその信託財産の処分を行う場合には、当該公益信託の目的に関し学識経験を有する者又は組織（運営委員等又は運営委員会等）の意見を聴くことを必要とすべきであるとの考え方がある」〔中間試案第4の1の(1)（注2）〕ことが記載されていた。

もっとも、許可審査基準は公益信託事務が原則として奨学金の支給や研究費の助成等であることを前提として運営委員会を必置としているものである一方で、新たな公益信託においては事業型も許容することになるが、事

業型の公益信託では信託財産の処分について当該公益信託の目的に関し助言を行う運営委員会を必ずしも必要としないと考えられる。そのため、『中間試案の補足説明』においては、助成型の公益信託のみならず事業型の公益信託も許容する新たな公益信託において運営委員会を法律上必置とする取扱いには慎重な検討が必要であるとされた。なお、新たな公益信託の信託行為において、受託者が助成型の公益信託に対応した従前の運営委員会等と同様の機能を有する機関を任意的に設けることや、事業型の公益信託に対応して公益信託事務の適正な処理を確保するために受託者に対し助言、勧告等を行う機関を任意的に設けることが否定されるものではないとされた⁽²¹⁾。

これに対し、『要綱』で示されたガバナンス構造には問題があるとして、運営委員会の必置を検討すべきとする見解がある。この見解は、要綱のガバナンス構造において、第一に、受託者が重要事項の決定権と職務執行権の二つを併せ持つ点で、内部統制機能が十分保持できるかという点である。第二に受託者、信託管理人の辞任、解任、選任における合意権者はデフォルト規定では、委託者と（他の）信託管理人とする点で問題があるのではないかとという点である。特に第二点に関連して、太田達男氏は、受託者や信託管理人の辞任・解任及び新受託者・新信託管理人の選任について、委託者が同意権を有することに疑問を呈し、仮に信託行為の別段の定めで委託者を除外した場合、信託管理人だけが同意権を持ちことになり、さらに一人しか信託管理人が選任されていない場合には、裁判所に申し立てるしかなく、新公益信託法の企図する自治的なガバナンス構造の観点からも問題があるとする。そして、このような人事権に関する

問題も、運営委員会にその機能を持たせることにより解決するのではないかとされる⁽²²⁾。

この点、法制審議会における法務省（幹事）の答弁では「個別の信託行為で設置した運営委員会の権限については、強行法規に反しない限度で当事者が自由に決められる」とされており⁽²³⁾、運営委員会がある事項について承認や同意権を持つことについても強行法規に反しない限り認められると解することができる⁽²⁴⁾。

以上のような太田氏の見解は傾聴に値するものであり、公益信託の実務（信託行為）において自発的にこのような仕組みが採用されれば、要綱が提示するガバナンス構造に残る問題点への有効な対応策になりうるのではないかとと思われる。ただし、問題は「運営委員会」の法的位置付けの不明確さであろう。「運営委員会」は、現状では、「受託者の諮問機関」であって、「受託者を補助するもの」と考えられている（信託協会ウェブサイト）。しかるに、運営委員会に人事（受託者及び信託管理人の選任・解任・辞任）への同意権等まで付与したうえで、これを公益信託における法定の機関として設置を義務付けたりまたは認可基準に正式に組み入れたりした場合には、公益信託において、公益財団法人の「評議員会」と実質的に同様の機関の設置を義務付けることになってしまうのではないだろうか。一方における公益信託のガバナンス構造の簡素化の要請を鑑みると、公益財団法人の「評議員会」と同様の機関を必置とすることは過重な負担となり、関係者の反対も強いものと思われる。それゆえ、運営委員会にガバナンス上の権限を与える方式は、信託の当事者が必要と考える場合に、信託行為において定められる自発的なガバナンス構造として採用さ

れることが望ましいのではないだろうか。

4. 公益信託認可の基準等

(1) 「公益信託の目的に関する基準」と「公益信託の受託者の処理する信託事務に関する基準」

『要綱』では、「公益信託の目的に関する基準」について、「公益信託事務を処理することのみを目的とするものであること」（要綱第9の1）とし、「公益信託の受託者の処理する信託事務に関する基準」として、「公益信託の受託者が処理する信託事務が当該公益信託の目的の達成に必要な信託事務であること」（要綱第9の2の(1)）としている。

公益信託と類似の社会的機能を有する公益法人においては、公益目的事業以外の収益事業を行うことが可能とされていることから、公益信託の受託者が公益信託事務とは別に、公益信託の目的達成のための必要性を欠く収益事業を行うことを許容すべきであるという考え方もある。しかし、公益信託の受託者が上記の収益事業を行うことを許容する場合には、受託者に対し公益法人並みの非常に複雑な会計処理を義務付けなければならなくなり、公益法人よりも利用者にとって負担の少ない方法で設定し運営することができるという公益信託のメリットが損なわれるおそれがある。また、公益信託の受託者が公益信託事務とは別に、上記の収益事業を行うことを許容した場合には、公益信託の信託行為において定められた目的からかけ離れた信託事務を受託者が行う可能性が高くなることも懸念される。こうした考え方から、要綱では、公益信託は「公益信託事務を行うことのみを目的とするものであること」（要綱第9の1）を

公益信託の成立の認可基準とすることとされている⁽²⁵⁾。

ただし、「公益信託の受託者の処理する信託事務に関する基準」では、「公益信託の受託者が処理する信託事務が当該公益信託の目的の達成のために必要な信託事務であること」としたうえで、「なお、当該信託事務が収益を伴うことは許容されるものとする」としている（要綱第9の2の(1)）。信託事務が、①「当該公益信託の目的達成のために直接必要な信託事務」はもちろん、②「当該公益信託の目的達成のために間接的に必要な信託事務」も認められることになる。他方で、③「当該公益信託の目的達成のために必要性を欠く信託事務」は認められない。これらの具体例として、『中間試案の補足説明』では、例えば、美術館の運営を目的とする公益信託（信託設定当初の信託財産は美術品及び金銭）の場合、①「当該公益信託の目的達成のために直接必要な信託事務」として、「(a)美術品の公開・保存、(b)美術館の敷地の購入・保存、美術館建物の建築・保存、(c)展示品入替のための美術品の売却・購入、一時的な金銭の借入れ」が例示され、②「当該公益信託の目的達成のために間接的に必要な信託事務」として「美術館内でのミュージアムショップ、カフェの営業」が認められるとしている。③の「当該公益信託の目的達成のために必要性を欠く信託事務」としては、「美術と関係の無いゲームや遊具の販売」が例示されている⁽²⁶⁾。

信託業界からは、信託銀行の主力業務のひとつである不動産関連について、公益信託においても例外的に不動産から収益を得ることが許容される場合もあってよいとの指摘がある。例えば、公益信託事務に関連する施設に余剰不動産の一部を賃貸することが考えられ

るとされる。また、不動産に限らずこのような具体的な問題が、公益信託の認可時も、認可後も発生することが予想されるため、判断に時間を要することで認可申請や寄付を受けることを諦めることのないように考え方があらかじめ示されることや、迅速な判断がなされることが、公益信託実務の観点から新たな認可行政庁に期待されている⁽²⁷⁾。

(2) 公益信託の信託財産に関する基準

公益信託の信託財産に関する基準として、要綱では、「公益信託の信託財産は、金銭に限定しないものとする」（要綱第9の3の(1)）とされた。

現行公益信託法には、公益信託の信託財産の範囲を限定する規律は存在しないが、許可審査基準「2. 授益行為」は、授益行為の内容を原則として金銭の助成等に限定し、同基準「4. 信託財産」のイは、価値の不安定な財産、客観的な評価が困難な財産又は過大な負担付財産が、引受け当初の信託財産の中の相当部分を占めていないことを公益信託の許可基準としている。また、税法は、認定特定公益信託及び特定公益信託の要件として、当該公益信託の受託者がその信託財産として受け入れる資産は、金銭に限られるものであること（所得税法施行令第217条の2第1項第3号等）を必要とし、信託財産の運用も預貯金、国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券又は貸付信託の受益権の取得等に限定されている（所得税法施行令第217条の2第1項第4号等）。

現行制度の下で、公益信託の引受け当初の信託財産が価値の安定的な財産、特に金銭に限定されている趣旨は、信託財産に価値の不安定な財産が入ることにより公益信託の継続

的な運営に支障が生ずることを防止することにあると考えられる。しかし、公益信託の継続的な運営の確保という点を過度に重視して、信託財産の範囲を限定する合理性は乏しいと考えられ、利用者は無用な負担を強いるものであり、公益信託の積極的な利用を妨げているものと言える。こうした考え方にに基づき、公益信託の信託財産は、金銭に限定しないものとするものとなった⁽²⁸⁾。このように、公益信託の信託財産を金銭に限定しないものとしたことは、要綱のハイライトのひとつである。

また、要綱第9の3の(2)では、公益信託の信託財産に関する基準として、「公益信託認可の申請をした時の信託財産に加え、その後の信託財産の運用や、委託者又は第三者からの拠出による事後的な信託財産の増加等の計画の内容に照らし、当該公益信託の存続期間を通じて公益信託事務が遂行される見込みがあること」としている。

事業型の公益信託では、通常は信託期間を一定期間に限定しないことが多いと思われるため、公益信託の認可基準についての「当該公益信託の存続期間を通じて公益信託事務が遂行される見込みがあること」という基準は、特に事業型の公益信託において基準適合性の判断が難しいと思われ、運用次第ではハードルになる可能性が指摘される⁽²⁹⁾。公益法人協会の太田達男会長も、これらの基準は、公益認定基準（公益認定法〔公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律〕第5条一号から十八号）を参考に、公益信託に必要な基準を考えたものであるが、元々公益認定基準では「公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎」と規定しており、必ずしも将来にわたって公益目的事業を継続できる財政基盤

まで要求するものではないので、公益信託についてそこまで求めるのは問題であるとされる⁽³⁰⁾。

さらに、要綱第9の3の(3)では、「信託財産に他の団体の意思決定に関与することができる株式等の財産が含まれないものであること。ただし、当該財産が信託財産に含まれることによって他の団体の事業活動を実質的に支配するおそれがない場合は当該株式等の財産が含まれることを許容するものとする」としている。この規定の重要な趣旨は、「公益信託が事業会社を傘下におくこと」の「禁止」と考えられる。

わが国では、信託がある株式会社のすべての株式を保有することは会社法上問題なく（他の会社や自然人が100%株主となることと同様である）、また、株主が受け取った配当をすべて公益目的に用いることも問題ないと考えられる（違法配当等でなければ、配当をいかに用いるかは受け取った株主が自由に決められる）。

しかしながら、今回の要綱では、株式の取得によって「公益信託が事業会社を傘下におくこと」が禁止されたと解される⁽³¹⁾。要綱の規定は、公益法人認定法第5条第15号と同様のものである。同号の趣旨は、公益法人が株式等の財産の保有を通じて他の営利法人等の事業を実質的に支配することを認めれば、営利法人の経営に対する実質的な影響力の行使を通じて、実態は営利法人としての活動が行われることにつながるが、このような行為は、一定の条件の下で認められている収益事業が無制限に拡大することを許容し、公益認定の基準及び遵守事項の潜脱につながるものであることから、他の団体の意思決定に関与することができる株式等の財産の保有を禁止

することにある⁽³²⁾。

なお、前掲の内閣府有識者会議「最終報告案」（令和5年4月28日）では、公益法人が公益目的事業として出資等を行う場合について、今後、社会的なニーズの高まりも予想される中、「公益目的事業としての出資」について「社会的課題解決に資する資金供給の一環として公益性を認定する際の考え方・基準を整理・明確化する」旨の提案がなされており、同様の考え方は公益信託にもあてはまるものと考えられる。

英国では、チャリティが事業会社の株式を100%取得することも可能である。ただし、当該株式取得はチャリティの公益目的の達成のために行われる必要があり、チャリティや個人がそこから私的利益を得てはいけないという制限がある⁽³³⁾。このように「公益信託が事業会社の株式を取得して傘下におく」という方式は、公益信託の財政的基盤を強化し、多様な公益事業の遂行を可能にするための、ひとつの（そして数少ない）有力な可能性を提供しうる⁽³⁴⁾。他方で、例えば傘下の事業会社が倒産した場合には、100%株主である公益信託が実質的に責任を負わざるを得ないケースも想定しうるため、そうした観点からも、「公益信託（公益法人も同様）が事業会社を傘下におくこと」は、難しい問題を孕むといえよう。

(3) 公益信託の会計について

要綱で示された「公益信託の会計について」（要綱第9の4の(1)エ）の認定基準は、公益法人の公益認定基準をそのまま持ち込んでいるために、公益信託においては適当でないとの批判も強い⁽³⁵⁾。特に、「収支相償原則」（要綱第9の4の(1)エ(ア)）が批判の対象となって

いる。「収支相償原則」とは、公益信託の会計について、「その処理する公益信託事務に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれるものであること」(要綱第9の4の(1)エ)である。これは、「公益信託の受託者は、その公益信託事務を処理するに当たり、当該公益信託事務の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならないものとする」趣旨であることが要綱では注記されている。

この原則は、公益法人においても批判されているが⁽³⁶⁾、公益法人の場合は収益事業が認められており、収益事業からの収益は収支相償原則の計算においては考慮されないため(公益目的事業会計に組み入れられる分を除く)、公益法人の事業活動にとって財政的な支えになっている。しかし、公益信託においては、収益事業が禁じられたうえで、わずかに許容される公益信託事務による収益について、収支相償原則により原則として全てその年度中に使わなければいけないということになり、事業型の公益信託を事実上困難にすることが指摘される⁽³⁷⁾。

公益法人では収益事業が認められるのに対して、公益信託では収益事業が認められない(要綱第9の2の(1))ため、公益信託の財政的基盤は、公益法人と比べて弱い。この点は、信託財産を取り崩す助成型では問題にならないが⁽³⁸⁾、事業型の信託で美術品の管理・公開や留学生向け学生寮の運営となると、相当の運営費が必要となり、それをどう工面するかが問題となる。能見教授は、『要綱』の内容では、収益事業が認められずかつ収支相償の原則の適用を受けることになるために事業の運営費の工面が難しく、事業型の公益信託にとってはハードルが高いため、事業を行う

場合には公益法人が一般には選択されるであろうと指摘される⁽³⁹⁾。

なお、内閣府有識者会議「最終報告案」(令和5年4月28日)では、公益法人の財務規律について収支相償原則や遊休財産規制等の見直しが提案されており、公益信託の会計においても、信託制度としての特殊性を考慮しつつ、新しい公益法人制度の見直しに整合させる方向性が示唆されていることを付記しておく。

5. 公益信託と目的信託／その他

(1) 公益信託と目的信託の関係

公益信託法改正に際して、公益信託と目的信託の関係をどうとらえるかという問題があり、大きく分けると2つの考え方がある。第1のタイプは、公益信託を目的信託(信託法第11章で規定する「受益者の定めのない信託」)の中の一の種類であると考えた立場であり、現行の「公益信託ニ関スル法律」1条もこの立場であると理解される。この立場からすると、公益信託には信託法第11章の規定が適用されることになるが、認可を受けた公益目的の信託であるということから、さらにその特例が設けられるということになる。第2のタイプは、公益信託は受益者の定めのない信託ではあるが、信託法258条1項が規定するいわゆる目的信託とは異なるものであり、「公益信託について信託法第1章から第10章までの規定とは異なる特例を設ける場合には、新公益信託法の中に信託法第11章とは別の特例を設ける」という立場である。結果として、公益信託法改正に際しては、タイプ2の考え方が採用されることになった⁽⁴⁰⁾。

英米における近年の目的信託をめぐる議

論では、目的信託 (purpose trust) を “non-charitable purpose” と呼ぶことが多いために、概念の整理の仕方は上記のタイプ1に近いようにも見えるが、目的信託に関する一般的な法理ないし規律があつて、それが公益信託にも原則として適用されるというわけではなく、公益信託については独自の法理が作られているので⁽⁴¹⁾、能見教授が指摘されるように、英米でも実質的には上記のタイプ2であると理解することが妥当と思われる⁽⁴²⁾〔ただし、米国における「公益信託 (charitable trust)」は、後述のように (第6章参照)、英国の信託形式のチャリティや日本の公益信託とは法的構成を大きく異にすることには十分に留意が必要である。〕。

なお、英米において公益目的以外の目的信託は例外的にしか認められていないことを理由に、これを広く認めるわが国の信託法の目的信託に対する批判がある。しかしながら、この点についても、能見教授が指摘されるように、英米において目的信託が制限的なのは、受益者がいないことで受託者をコントロールする仕組みがないことに対する危惧からくるものであり⁽⁴³⁾、信託管理人 (あるいは委託者) などその仕組みがあるならば、目的信託の制度自体がおかしいということにはならないはずである⁽⁴⁴⁾。

(2) 公益信託認可準備のための信託

現行公益信託法第2条第1項は、公益信託は「主務官庁ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ」と規定している。そのため、主務官庁から許可を受けていない公益を目的とする受益者の定めのない信託は無効であるという解釈が存在していた。

しかし、行政庁から不認可処分を受けた受

益者の定めのない信託であってもこれを一律に無効とすることは公益の増進への寄与を目的とする民間の公益活動に対する過度な制約であると考えられる。また、目的信託の目的と公益目的との間には截然と区別できない面があることからすると、共益的な目的を有する目的信託を有効とする一方で、行政庁から公益信託の成立の認可が受けられなかったという理由のみにより公益を目的とする受益者の定めのない信託を無効とすることは均衡を欠く。一方、既に有効に成立している目的信託を公益信託に変更しようとし、行政庁に公益信託の成立の認可の申請をしたが、不認可処分を受けた場合については、当該目的信託の効力は不認可処分の前後で変わるものではなく、同一の目的信託が不認可処分の前後で連続しているものと考えられる⁽⁴⁵⁾。

そこで、中間試案 (第3の2) では、公益信託として新たに信託を成立させる場合に行政庁から不認可処分を受けても当該信託を受益者の定めのない信託として有効に成立させる旨の信託行為の定めがあるときは、当該信託は不認可処分を受けた時から受益者の定めのない信託として効力を有するものとし、当該信託については信託法第11章の規定を適用することが提案されていた⁽⁴⁶⁾。

この点、「当事者が新たに公益信託を設定する場合であるか、当事者が目的信託を設定する場合であるかは、信託行為の解釈に委ねられるほかない問題である」ことを前提に、『中間試案』の段階では、不認可処分を受けた信託の効力については、「新公益信託法の中に規定を設けるのではなく、解釈に委ねるべきであるという考え方があつた」旨の注記がなされていた〔中間試案第3の2の(注2)〕。こうした(注2)の考え方をふまえつつ、「公

益を目的とするが行政庁の認可を受けない受益者の定めのない信託を一律に無効とはしないという」立場を明らかにする意味で⁽⁴⁷⁾、要綱の規定振りになったと思われる。

(3) 公益信託認可取り消しの場合

『要綱』では、「公益信託の成立の認可を取り消された公益信託は、終了するものとする」(要綱第16の1)とされている。『中間試案』では、公益信託の成立の認可を取り消された場合、「原則として当該信託は終了するが、信託行為に公益信託の成立の認可の取消後は受益者の定めのない信託として存続させる旨の定めがあるときは、当該信託は受益者の定めのない信託として存続するものとするという考え方がある」ことが(注)に記載されていた〔中間試案の第16の5の(注)〕。この(注)の考え方には、委託者の意思を尊重することができるという利点があるが、仮に公益信託の成立の認可を取り消された信託が目的信託として存続することを許容した場合、公益法人における公益目的取得財産残額に相当する財産の価額の算定等の複雑な会計の仕組みを導入しなければならず、という問題点がある⁽⁴⁸⁾。それゆえ、公益信託の認可取消しの場合には、そのような複雑な会計の仕組みを導入してまで目的信託として存続させるほどの必要性はないと判断されたものと考えられる。

(4) その他(寄付の募集に関する禁止行為)

『要綱』では、「公益信託の監督」(要綱第12)の一環として、「寄付の募集に関する禁止行為」(要綱第12の3)が定められ、公益信託の受託者及び信託管理人は、寄付の募集に関して、次に掲げる行為をしてはならない

ものとされた。(1)寄付の勧誘又は要求を受け、寄付をしない旨の意思を表示した者に対し、寄付の勧誘又は要求を継続すること、(2)粗野若しくは乱暴な言動を交えて、又は迷惑を覚えさせるような方法で、寄付の勧誘又は要求をすること、(3)寄付をする財産の用途について誤認させるおそれのある行為をすること、(4)上記(1)から(3)までに掲げるもののほか、寄付の勧誘若しくは要求を受けた者又は寄附者の利益を不当に害するおそれのある行為をすること。

以上の「寄付の募集に関する禁止行為」の規定は、中間試案の段階には存在しなかったものである(ちなみに、わが国の公益法人法制には、公益認定法第17条で、寄付の募集に関して執拗な寄付の勧誘または要求を禁止する規定が存在する)。しかし、英米の公益活動においても、種々のタイプの問題のある寄付の募集がこれまでしばしば生じているようであり⁽⁴⁹⁾、要綱に規定されているような禁止行為(公益認定法17条と同様)を定めておくことは必要と考えられる⁽⁵⁰⁾。

6. 英米における“公益信託”の動向

これまで、わが国における新公益信託法について、『要綱』の内容を前提に、争点となった論点を中心に取り上げてきた。以下では、わが国における新しい公益信託法の制度設計や運用を考える際にも重要と思われる、英米における“公益信託”の動向と現状について、筆者が調査のうえ理解するところをまとめてみた。

(1) 英国の動向

公益活動の主体として、公益信託は歴史的

に公益法人に先行しており、非常に重要な役割を担ってきた⁽⁵¹⁾。そして、信託の有する柔軟性により、公益信託によって助成型以外の事業も少なからず行われてきた。そして、英国では、歴史的にはチャリティの法形式として信託が選択されることが多かったが、近年では、法人形態が選択されることが多くなっている。最近では、英国ではチャリティの法形式として信託が選択されるのは、助成型のものに収斂しつつあるようである⁽⁵²⁾。その背景としては、事業活動の複雑化・迅速化や一方でのガバナンス体制の強化、公益法人類型の多様化等が挙げられる。

チャリティにおいて信託形式を選択する場合のメリットとデメリットについては次のように考えられている。信託形式のメリットについては、非常に柔軟なアレンジメントが可能であること、会社法が適用されず Companies House（企業登記局）への申告義務がないこと、等が挙げられている。他方で、信託形式のデメリットとしては、法人格を有さず、通常は（複数）受託者が連帯責任を負うことになること、信託法は難しい分野でしばしば特別なアドバイスを必要とすること、等が挙げられている。受託者の責任について、信託違反や不正行為から生じたものでなければ、受託者は信託財産から償還等を受ける権利を有することが一般的ではあるが、受託者の負う連帯責任については、チャリティの trustee になるべき人達には不評であるとされている⁽⁵³⁾。

また、英国では、チャリティにおいて、法人形態と信託形態をどのように使い分けることが考えられるのかという点に関連して、チャリティ・コミッションの「どのように組織形態を選ぶか」というガイドライン⁽⁵⁴⁾が参

考になる。このガイドラインでは、「多数の従業員を雇う余裕がなく、いかなる事業も行う予定がない場合」や「給付事業を行うがそれ以外の事業は行わない場合」については、信託を設定することが考えられることが指摘されている。また、「チャリティの組織形態を変更する」というガイドライン⁽⁵⁵⁾では、チャリティを信託等の形態から法人形態に変更することが考えられるかもしれない場面として、チャリティの有する土地や財産を登記したい場合や、チャリティが直面するリスクから受託者を保護したいと考える場合、チャリティが契約を結んでサービスを提供することを考える場合等が挙げられている⁽⁵⁶⁾。

これらの記述からは、公益目的の組織の中でも、事業活動を本格的に行う場合には、公益信託ではなく公益法人を利用することが想定されていることが読み取れる。公益信託の受託者が事業活動を行う場合、原則として、受託者が契約相手に対して債務を負うことになるため、第三者と契約を結ぶ場合や従業員を雇うことが想定されている場合等、本格的な事業活動を行う場合には、法人形態が好まれるのが自然であると考えられる⁽⁵⁷⁾。

以上のような信託形式に特有の問題があることから、近年はチャリティ・コミッションも新規チャリティの立ち上げに際して信託形式を推奨しているとは言えず、2006年チャリティ法によりチャリティ専用の法人制度である CIO（Charitable Incorporated Organization）制度が創設されてから、チャリティ・コミッションはできるだけ新規チャリティを CIO に誘導しているようである。そして、すでに活動しているチャリティにおいても、信託形式から CIO 形式の転換も少なからず行われている。しかし、実際には信

託型のチャリティは依然としてその数や比率も多く、助成事業以外の公益事業を行っている信託型チャリティも少なくないようである⁽⁵⁸⁾。「助成型事業以外の公益事業」の内訳については、統計からは不明であるが、英国ではチャリティが事業会社を傘下におくことが認められているため、こうした類型も英国の信託型チャリティによる「助成型事業以外の公益事業」に含まれているであろうことは、留意しておく必要がある。

なお、最近の統計によっても、英国のチャリティの受託者は報酬を得ているケースが非常に少ないようであり⁽⁵⁹⁾、このことからしても、英国のチャリティの受託者については、通常の平均的市民やビジネスパーソンとはやや異質な、「社会的貢献を無償で引き受ける富裕層」的な受託者像が浮かび上がってくる。特に英国のチャリティの個人受託者については、こうした歴史的経緯や法律に書かれざる社会的規範等も併せて理解する必要がある⁽⁶⁰⁾。

近年の英国ではまた、米国型の Charitable Remainder Trust（残余公益信託）を中心とする planned gift（estate planning（財産計画）の一環としての寄付）が非常に注目されている。例えば、英国におけるチャリティのひとつであるオックスフォード大学⁽⁶¹⁾においても、Charitable Remainder Trust（残余公益信託）を中心とする planned gift が非常に注目されている。かねてより、米国在住の卒業生（alumni）から、こうした形式の寄付の要望が強かったようである。大学本部はもとより、各カレッジ（例えば、New College, Lady Margaret Hall 等）も、米国在住の卒業生に対する、これらの形式の寄付の受け皿を積極的に用意している。大学本部と34

のカレッジで Oxford Planned Giving と呼ばれるコンソーシアムも形成している⁽⁶²⁾。同様に、ケンブリッジ大学や Imperial College London においても、米国在住の卒業生を対象に、Charitable Remainder Trust（残余公益信託）を中心とする planned gift の受け皿が用意されている。

こうした状況下、最近では、英国においても「planned gift 型の分割利益信託」制度を導入しようとする動きが高まっており、2018年には、具体的な改正要望と提案も HM Treasury（英国大蔵省）に提出されている⁽⁶³⁾。この提案では、英国の税制を改正して米国型の charitable remainder trust（charitable remainder gift）を導入することが提案されている。具体的なスキームも提案されており、チャリティ・コミッションの規制下にある DAF（charitable donor-advised fund）もしくは他の相当する団体を受託者として、受託者は年次報告書において、charitable remainder trust（charitable remainder gift）に関する報告書を別途作成するというものである⁽⁶⁴⁾。

(2) 米国の動向

現在の米国では、公益組織の大多数は法人その他信託以外の法形式がとられていることが、しばしば指摘される⁽⁶⁵⁾。しかしながら、その正確な実態や背景については、不明な点が多い。この理由のひとつとしては、米国の「公益組織」が、税法上画される概念であることが挙げられる。米国では一般的には「charitable organizations」（公益組織）と通称されているが、これらは正式には、内国歳入法典（IRC）501条(C)(3)の要件を満たして登録されるもの（public charity 又

は private foundation) ということになり、public charity と private foundation では、public charityの方がより税制優遇を受けることになっている⁽⁶⁶⁾。

さらに、その税法上の概念も、日本の公益法人や公益信託の観点からは誤解を招きやすいものである。private foundation, public charity という名称から、前者は私的な活動を行うものであり、後者は公益団体というイメージを有しがちであるが、税法の定義からして〔IRC, section 501(c)(3)参照〕、双方とも公益組織である。実務的には、private foundation と public charity の（税制優遇措置以外の）主な相違は、「private funding」か「public funding」の違いだとされており、つまり、当該公益組織が、「特定の個人等の財産の拠出により」運営されるか、あるいは「公衆から広く寄付を集めて」運営されるかの違いということになる⁽⁶⁷⁾。

こうした「private funding」か「public funding」の観点からは、「公衆から広く寄付を集めて」運営される public charity において、法人組織が選択されることが大半という結果は、合理的な帰結であるように思われる⁽⁶⁸⁾。他方で、private foundation は、その名称が表すように財団的な組織である。private foundation は、税制の規制上、事業型と助成型に分かれているが⁽⁶⁹⁾、助成型の private foundation においては、法人とならび信託がしばしば選択されるといわれている⁽⁷⁰⁾。

米国の“公益信託”の実態がわかりにくい要因のもうひとつは、米国の信託法上の制度である「charitable trust」が、その法的構成において、日本の「公益信託」と全く異なるものであることである。米国では、公益組織

に対して特定の用途を指定して行われた寄付 (restricted gift) は公益信託を構成すると解釈される⁽⁷¹⁾。日本法の下では、このように用途が指定された寄付は、負担付贈与等⁽⁷²⁾と解されている。

信託法第3次リステイトメント28条のコメントでは、以下のように説明されている。

「非営利の病院や大学またはその他の公益組織に対する制約のない贈与や寄付であって、明示的または黙示的に一般的な目的のために使用される予定の者は、公益目的ではあるが、本リステイトメントにおいて使用されている意味での信託を設定するものではない。これに対して、例えば、医学研究、場合によっては特定の病気についての医学研究を支援する、とか、一定の学問分野における奨学金を創設するといった特定の目的のためにこうした公益組織に対して行われた財産処分は、このリステイトメントの用語法とルールにおいて、公益組織を受託者とする公益信託 (charitable trust) を構成する。」⁽⁷³⁾。しかも、米国型の charitable trust では、信託形式で寄付を受けた公益組織が「受託者」となるものの、「受益者 (の一人)」でもありうる⁽⁷⁴⁾、日本法の観点からは混乱を招きやすい。

さらに米国では、以上のような「信託寄付型の charitable trust」制度の存在を前提に、残余公益信託や公益先行信託等のいわゆる「planned gift (estate planning の一環としての寄付) 型の分割利益信託」が高度に発展していることが、米国の制度の理解をさらに難しいものにしていくと思われる。信託法第3次リステイトメントでは、公益組織に対する寄付が charitable trust を構成することに言及するのみで、残余公益信託や公益先行信

託等の「分割利益信託」が、charitable trust であるか否かについては言及していない⁽⁷⁵⁾。それゆえ、「分割利益信託」は charitable trust そのものではないとする立場と、一種の charitable trust であるとする立場に分かれるが、いずれにせよ「分割利益信託」への出捐全体が税制優遇措置を受けるわけではない⁽⁷⁶⁾。

なお、1990年代から、法的には完全に贈与である（寄付者は寄付後に一切の権利を有しない）が、受贈側チャリティでは財産を寄付者単位の「口座」で管理し、寄付者が財産の運用方法・具体的な支援先公益活動について事実上の指図権（advisory privilege）を有する仕組みである Donor-Advised Fund (DAF) が考案されて浸透している。1991年に、投資信託運用会社である Fidelity Investment が、IRC501(c)(3)の適格となる public charity として Fidelity Charitable を創設し、顧客の Donor-Advised Fund 事業を開始したが、この Fidelity Charitable による Donor-Advised Fund 事業の大成功を契機に、米国では金融機関の planned giving 分野への参入が活発化している。今日では、こうした DAF も、残余公益信託や公益先行信託等と並んで、planned giving において利用可能な典型的な選択肢のひとつに位置づけられている⁽⁷⁷⁾。

以上のような planned gift については、寄付者の意図や目的に関して寄付者と金融アドバイザーとの間の大きなギャップがあり、そこから発生するフィランソロピーに関する高い知識と理解の必要性が認識された。その結果、非営利団体、特にその fund raiser との協働が大きな役割を果たしていることが指摘されている⁽⁷⁸⁾。

7. 今後の展望

(1) 公益信託法改正について

信託は非常に柔軟できわめて幅広い可能性を有する法形式であり、公益活動に関連しても、信託は歴史的に、助成型以外にも様々な活動を推進してきたといえる。しかし、近年の事業を巡る環境の急激な変化をふまえ、これからの公益信託の制度設計については、「信託ができること」と「信託が得意なこと」を切り分けたうえで、後者の「信託が得意なこと」を主として念頭におく必要があるのではないだろうか。また、公益信託⁽⁷⁹⁾を先導してきた英米において、「“公益信託”がこれまで行ってきたこと」と「“公益信託”をこれから設定する場合、実務専門家や監督機関はどのような類型を想定・推奨するか」を切り分けて考える必要があるであろう。

公益活動の主体として、公益信託は歴史的に公益法人に先行しており、非常に重要な役割を担ってきた。そして、信託の有する柔軟性により、様々な公益活動を目的とする公益信託が設定されてきた。しかしながら、近年では、英米では公益組織の法形式として信託が選択されるのは、助成型のものに収斂しつつある。その背景としては、事業活動の複雑化・迅速化や一方でのガバナンス体制の強化、法人形態の多様化等が挙げられる。

以上のような英米における近年の状況を鑑みるならば、（許可型の）公益信託を金銭の助成型に事実上限定し、受託者を信託銀行に限定した従来のわが国の公益信託のあり方は、信託の特性（得意分野）を活かしたものであり、かつガバナンスにも非常に安定感があり、結果的にかなり賢明なやり方であったと評価できよう。また、公益信託法改正の前

提となる『要綱』の内容自体は、筆者には基本的に妥当なものと思われる。本稿では、若干の点につき懸念を述べたが（自然人受託者を認めたことや、公益信託の認可基準等）、認可の運用のあり方⁽⁸⁰⁾によって対処可能なものが多い。

『要綱』では、公益信託の受託者、信託財産、信託の目的等、個別に見れば大幅にその範囲が拡大されているが、実際の実務運用を全体として想定した場合、現実には現行の制度をそれぞれやや拡大したという程度に落ち着くのではないかと考えている⁽⁸¹⁾。筆者の観点からはこれはポジティブに解することができるものであり、新たな法律の規定の総体と妥当な解釈・運用によって、新たな公益信託法に過大な期待をかけず、スムーズな運用がなされることを期待している⁽⁸²⁾。ただし、最近では、新規公益信託の設定については低迷期を迎えていることもあり、公益信託法の改正を行ったとしても、同法の対象となる認可型の公益信託の活用が飛躍的に拡大するかは未知数であろう。

(2) 残余公益信託等の分割利益信託について

他方で、信託の特質のひとつである「時間的幅を伴った財産分与を可能にする」点は、近年の米国において、広義の「公益のための信託」である残余公益信託等の「分割利益信託」において存分に活用され、最近の英国でも同様の流れが生じ始めている。このような状況下、わが国でも「広義の公益のための信託」を発展させるべく、信託の特性を十分に活かした「分割利益信託」等々を発展させるための制度設計にも注力すべきだと思われる。こうした「時間的幅を伴った財産分与」は、会社等の他の法形式では実現困難なものであ

り、まさに「信託の得意分野」といえよう。関係者の様々なニーズを反映したアレンジメントによって、広義の公益信託（私益と公益の双方を迫及する信託）における「時間的幅を伴った財産分与」は、ますます発展していくことが見込まれると考えられる⁽⁸³⁾。

『要綱』では、「公益先行信託」・「残余公益信託」のいずれについても規定は設けられていない。つまり、これらについて行政庁が成立の認可を行う制度は設けないことになっていると解される。その理由としては、『中間試案の補足説明』によれば、「公益先行信託」については、「行政庁が公益先行信託の成立の認可を行い、その監督を行うためには相当の社会的コストが必要となるが、『公益先行信託』の名称のもとに委託者以外の第三者からの寄附が集まるとは想定し難いし、当面そのコストに見合った利用がされるかには疑問を呈せざるを得ない」ことが理由とされている。また、「残余公益信託」については、「例えば一定期間を受益者の死亡までとした場合に、信託設定から委託者兼受益者の死亡までに支出される金額の総額が不確定であることから、後続の公益目的の信託開始時に存在する残りの信託財産の金額も不確定となり、残余公益信託の成立時点において行政庁がその成立の認可基準を満たしているかの判断をすることは困難であるし、残りの信託財産が私益に用いられる期間中の監督の仕組みも複雑になることが想定される」ことなどが理由とされている⁽⁸⁴⁾。

認可型の公益信託において、分割利益型の「公益先行信託」や「残余公益信託」の認可等について以上のような困難があるために、実現できないということは仕方がないであろう。しかしながら、米国では、残余公益信託・

公益先行信託等の分割利益信託の税制上のメリットは、これら信託に固有の公益性が認定されていることによるのではなく、既に公益性と税制優遇適格を認められた公益組織に与えられた税制優遇に「相乗り」しているに過ぎないのである。その意味では、わが国でも、そうした信託制度は公益信託税制（公益信託制度）に組み込まずとも実現可能ということになる⁽⁸⁵⁾。

藤谷武史教授は、米国型の残余公益信託・公益先行信託等の分割利益信託は、日本でも必ずしも特段の立法措置を伴うことなく、既存の制度を適用する形で実現することは可能ではないかと述べる。もっとも、税法の条文の適用関係が必ずしも明確ではなく、かなりの不確実性が存在することは否めないとしたうえで、以下の3点を指摘する。第1に、信託財産として金銭以外の財産が拠出されあるいは信託終了に伴って移転される場面の扱いがなお不明確なこと。第2に、所得課税における受益権複層化信託一般の取り扱いがいまだに不明確なこと。第3に、先行利益・残余利益を問わず、設定時に撤回／変更不可能な形で公益法人等に帰属する受益権の現在価値については、寄付金控除の対象となるはずであるが、その場合の価額算定のルールがないことであるとす⁽⁸⁶⁾。

上記の第1の点は、今回の公益信託法改正が実現すれば、いずれにせよ、公益信託に対して金銭以外の財産を拠出した場合の課税ルールを整備する必要が出てくることになる。他方で、認可型の公益信託制度とは切り離して、(米国のように) 私的な estate planning のニーズに対応する一種の金融商品として設計するのであれば、信託財産を金銭に限定することでもさほど問題はないと思われ、その

場合は第1の問題点に対応する必要はなくなる。

(3) 遺言代用信託を用いたスキーム

残余公益信託や公益先行信託以外にも、広い意味での公益を目的に含めた分割利益信託を設定する方法はある。わが国の現行信託法90条1項に基づいて設定される、いわゆる「遺言代用信託」もそのひとつである。現行信託法では、一定の事由の発生、または、一定の時期の到来によって、ある者が受益権を取得する旨が信託行為に定められているときは、その事由の発生・時期の到来によって、その者が当然に受益権を取得する（信託法88条1項ただし書）。信託法90条1項に基づく、いわゆる「遺言代用信託」は、その特例として位置付けられる。信託法90条1項は、「委託者の死亡の時に受益者となるべき者として指定された者が受益権を取得する定めのある信託」（1号）と「委託者の死亡の時以後に受益者が信託財産に係る給付を受ける定めのある信託」（2号）を定め、いずれにおいても、委託者は受益者を変更する権利を有することになっている。この変更権は、受益者変更権であり（信託法89条）、遺言による変更も可能である（同条2項）。ただし、信託行為の別段の定めにより変更権を排除・制限することもできる（同項ただし書）。

わが国でも遺贈寄附は徐々に高まりつつあるが、最近の調査によると「遺贈寄附の意思がある人（独身子供なしの人は42.6%、夫婦2人だけは32.4%）は結構多いが、現実には遺言書に寄附を記載する人は大幅に少なくなる（独身子供なしの人は1.3%、夫婦2人だけは0%）、このギャップが今後の社会的環境（制度、人の価値観などの変化）でどう変わって

くるかが鍵である。日本では膨大な個人金融資産が存在し、とりわけ60歳以上の人の保有率が高い。少子高齢化の進展等により行き場のない財産を、意義のある承継にいかにつなげるか大きな課題である⁽⁸⁷⁾。司法書士の松井秀樹氏によれば、任意後見契約が締結される場合には同時に遺言書も作成される場合が多く、死後の財産の承継先として、自分の住む自治体やユニセフなどの団体に財産を遺贈するとの遺言を作成することが多いとのことである⁽⁸⁸⁾。

遺言代用信託も、信託の特性を活かした「時間的幅を伴った財産処分」である。近年では、遺言代用信託形式の金融商品が信託銀行によって開発されて非常に人気があり、急拡大している。そして、遺言代用信託で委託者死亡後に財産を自治体⁽⁸⁹⁾・京都大学IPS細胞研究財団（公益財団法人）・大学等に寄付する仕組みは、すでにオリックス銀行（信託兼営銀行）や三井住友信託銀行等により開発され実現されている。これらはレディメイドの金融商品であるため、寄付先の選択肢は限定されているが、これをオーダーメイド化して、公益目的のための寄付先を拡大していくことができるであろう。

ただし、こうした寄付型の遺言代用信託は、時間的幅を伴った一種の「分割利益信託」であるものの、米国型の残余公益信託と異なり信託設定時に受益権を分割しているわけではないため、寄付の部分につき委託者（寄付者）に税制優遇を与える仕組みを作ることは難しいと思われる。それゆえ、いずれ日本においても、公益組織への寄付部分に対する税制優遇を伴った分割利益信託を実現するための制度整備を行う必要があると思われる。

(4) おわりに 残余公益信託等と信託の将来

米国における Charitable Remainder Trust（残余公益信託）等の分割利益信託に関して、実務や具体的なスキームについて調べていると、驚くべきことが次々と出てくる。米国における Charitable Remainder Trust（残余公益信託）等の分割利益信託においては、委託者自身が受託者となっている（かつ受益者のひとりである）ケースが少なからずあるようである⁽⁹⁰⁾。こうしたケースでは実質的に「信託財産として指定した自らの財産を自分が受託者として管理している」ことになり、受託者の位置付けもきわめて特殊である。このようなスキームは税制の大幅な優遇を受けており、信託の監督は税務当局により行われることになる。すなわち、信託財産が適切に管理されていなければ税制優遇を受けられなくなる構造により監督が行われている。

財産の拠出者が「委託者兼受託者兼受益者（の一人）」となるいった、いわば「信託を限界的に用いる」スキームが一般的に浸透していることも驚くべきことであるが、そうした Charitable Remainder Trust（残余公益信託）等の分割利益信託において、自ら受託者となることができる者が多数存在するということも驚きである。自ら受託者になるためには、まず財産の投資運用を自分で行わなければならない。税務会計の知識等も必要となり、さらに税務当局に提出する報告書も自分で作成しなければならない。米国の相対的な富裕層（富裕層といっても特別な金持ちばかりではない）における平均的な金融リテラシーの高さや estate planning の能力に驚かされる。そして、銀行や信託会社は、そうしたリテラシーもしくは時間の余裕が十分でない人達のために、専門家として受託者のサービスを提

供していることになる。さらに、受益権者(の一人)として公益目的のための寄付を受ける公益組織が(最終的な「受益者」は、公益目的の達成により利益を受ける主体ということになる)、自ら受託者となって Charitable Remainder Trust (残余公益信託)等の分割利益信託をアレンジ・運用するケースもしばしばあるようである⁽⁹¹⁾。

こうした米国の Charitable Remainder Trust 等をめぐる状況を、「非専門家が自ら受託者となって財産を管理することで、信託専門業者のビジネスの機会を大幅に奪っている」と受け止めるべきであろうか。実態はおそらく逆であろうし、逆の方向で考えるべきであろう。そのように日常生活に信託が浸透し、多くの人が身近に信託に慣れ親しんでいることで、信託制度自体に対する需要は非常に大きなものとなって、信託専門業者を受託者とするニーズもむしろ増加し、かつ質の高い専門的なアドバイスを行う機会が増えているのではないだろうか〔なお、Charitable Remainder Trust (残余公益信託)等の分割利益信託において財産の拠出者自らが受託者となることは、いわば信託財産として指定した財産を自分で管理しているわけであり、家族間の相続のプランニングを家族の一員を受託者に就任させて実現しようとする、わが国の最近の家族信託型の民事信託とは、類型を大きく異にする。〕。

英国でも最近、Charitable Remainder Trust (残余公益信託)等の分割利益信託を、税制を改正して本格的に導入しようとする機運が高まっており、わが国も遅きに失しないように制度整備を行うべきではないだろうか。こうした流れがわが国にいったん訪れれば、信託をめぐる状況が短期間で大きく変容する可

能性は大きいと思われる。そうなれば、わが国においても、バラエティに富んだ「残余公益信託」や「公益先行信託」等の種々の分割利益信託が米国のように活発に設定され、私益と公益を両立させたかたちの信託を用いた estate planning (財産のプランニング)が市民の日常生活に浸透する日も近いかもしれない。

【注】

- (1) 太田達男「公益信託法制化の恩人 江木衷一我恩をほしいまに生きた大法曹一」信託171号130頁(1992)。
- (2) 太田達男「公益信託抜本改革の経緯と今後」公益財団法人公益法人協会『新しい公益信託の活用に向けた勉強会報告書』54頁(2022年3月)。
- (3) その要因のひとつとして、公益信託の受託について信託銀行が営利企業として十分な信託報酬を得ることができないことが挙げられている。許可審査基準において、信託報酬は「信託事務の処理に要する人件費その他必要な費用を超えないものであること」とされており、実態としては「費用を超える」可能性が全くない水準の信託報酬となっている。信託銀行は営業として信託の引受けを行う会社であるが、公益信託については社会貢献事業的な位置付けにならざるを得ないというのが実態であるとされる〔吉谷晋「公益信託法改正への期待と課題」信託フォーラム18号24頁(2022)〕。
- (4) 能見善久「新しい公益信託法と公益活動の促進」信託278号28頁(2019)。
- (5) 『公法協2022年報告書』50頁。
- (6) 「信託法改正要綱試案に対する早稲田大学意見書」(2006年1月)等。
- (7) 『要綱』における公益信託及び公益信託事務の定義では、公益法人認定法・公益目的事業の定義には含まれない「祭祀、宗教」を含んでいることをどう考えるかが問題となる。現行税制上、宗教法人は「公益法人等」に含まれ、収益事業以外には法人税を課されない(法人税法6条、同法別表第2)が、宗教法人に対する寄付は寄付金控除の対象にはならない。そのため、「祭祀、宗教」を目的として認可を受けた公益信託には寄付金控除の恩典は与えられない、という整理が税法の側でなされる可能性が高い

- ことが指摘される〔藤谷武史「税から見る公益信託法改正の課題と展望」信託フォーラム18号28頁(2022)〕。
- (8) 溜箭将之「公益増進のために信託を用いるということ—研究者の視点から」信託フォーラム11号13頁(2019)。
- (9) 能見・前掲注4・27頁。佐久間毅教授も、「自然人を単独受託者とするは適当ではない」とされる〔佐久間毅「公益信託法改正の論点」信託271号11頁(2017)〕。
- (10) 法務省民事局参事官室『公益信託法の見直しに関する中間試案の補足説明』（平成29年12月）〔以下、『中間試案の補足説明』とする〕15頁。
- (11) 新井誠『信託法（第4版）』534-535頁（有斐閣、2014）。同様に、主として民事信託の観点から、受託者の法人化の意義を強調する見解として、大貫正男「福祉型信託の生成と具体化～SNTをモデルにして」『公法協2022年報告書』164頁がある。
- (12) 受託者について共同受託者の形式をとった場合、当該信託目的を達成するための方針対立等が共同受託者間に存在する場合には、その対立を解消することは難しい局面が出てくることもありうる。特に公益信託においては、そのような場合での対処が難しいケースが生じることも想定され得る。それゆえ、こうした懸念をできるだけ回避する観点からは、例えば自然人については受託者に就任するのではなく、受託者から特定業務の委任を受ける形式とするのも一案であろう。
- (13) 小野傑「新たな公益信託制度に対して弁護士、弁護士会として取り組むべき課題」信託フォーラム11号31頁（2019）。
- (14) 能見・前掲注4・29頁。
- (15) 能見善久『現代信託法』290頁（有斐閣、2004）（以下、能見『現代信託法』とする）。
- (16) 小野・前掲注13・31頁。
- (17) 『中間試案の補足説明』21頁。
- (18) 鈴木勝治「公益信託法改正のゆくえ—公益法人制度改革からの視点」信託フォーラム1号22-23頁（2014）。
- (19) State of California, Office of the Attorney General, Report of the Office of the Attorney General's Investigation of the J. Paul Getty Trust. (https://www.getty.edu/about/governance/pdfs/caag_report.pdf)
- (20) 佐久間・前掲注9・10頁。
- (21) 『中間試案の補足説明』18頁。
- (22) 太田達男「実務家の視点から見た『公益信託法の見直しに関する要綱』」信託290号52-53頁（2022）。
- (23) 法制審議会信託法部会第45回「中間試案のたたき台」（2017）の議事録。
- (24) 太田・前掲注22・53頁。
- (25) 『中間試案の補足説明』32頁。
- (26) 『中間試案の補足説明』では、美術館や留学生向け学生寮の運営を目的とする公益信託が例に挙げられている（34頁）。しかしながら、『要綱』では、公益信託は公益目的事業以外の収益事業を行うことが認められていないため、その運営のための財政的基盤を考慮すると、「美術館や留学生向け学生寮の運営」を目的とする信託の設定に関しては、現実的にはかなり高いハードルが存在するように思われる（後述）。助成型以外の事業で、公益信託により実現可能性が十分ありうると思われるものとしては、むしろ、法務省民事局参事官（当時）による中間試案の解説に挙げられているような、「被災地での炊き出しなどの救援活動、貧しい子らに食事を提供する子ども食堂の運営、特定の町家の保存、信託財産として拠出された絵画の短期間の展示」〔中辻雄一郎「公益信託法の見直しに関する中間試案の概要」信託273号162頁（2018）〕等が、一般的に想定されうるのではないかと思われる。
- (27) 吉谷晋「公益信託法の改正について—信託銀行実務家の視点から」信託フォーラム11号21-22頁（2019）。
- (28) 『中間試案の補足説明』35-36頁。
- (29) 能見・前掲注4・26頁。
- (30) 太田・前掲注22・55頁。
- (31) ちなみに、現在の米国の税制では、Private Foundationが内国歳入法典に基づく税制優遇を受けるためには、他の会社の株式を20%を超えて（Private Foundationへの財産拠出者や主要な関係者の保有分と併せて35%を超えて）保有してはならないことになっている（IRC, Section 4943）。
- (32) 『中間試案の補足説明』37-38頁。
- (33) Charity Commission, Guidance, Charities and investment matters: a guide for trustees (CC14)。
- (34) 日本でもこうした英国型の「公益信託が事業会社を傘下におくこと」を認めてもよいとする見解として、能見『現代信託法』291-292頁がある。
- (35) 太田・前掲注22・55頁、能見・前掲注4・27頁。
- (36) 公益法人においては、取支相償の規制が文字通り厳しく適用されると、毎事業年度常にゼロもしくは赤

- 字決算を余儀なくされて、長期的・安定的な経営が維持できなくなり、財務的生存力を奪いかねないものとして批判が強い。もっとも、実際の運用においては、剰余金を特定費用準備資金や資産取得資金へ積み立てることが一定条件でみとめられているものが、その条件を規定した公益認定法規則の解釈が行政庁によって異なる場合もあり、混乱を招いていることが指摘されている。それゆえ、このような経緯から、収支相償原則をそのまま公益信託に持ち込むことには、公益法人関係者からも強い反対がある〔太田達男「公益信託法改正研究会報告書について－公益信託・公益法人の実務家から見た視点」信託フォーラム5号21頁（2016）、同・前掲注22・55頁〕。
- (37) 能見・前掲注4・27頁。
- (38) この点は逆に言えば、助成型の公益信託のメリットを示している。能見・同上・28-29頁。
- (39) 能見・同上・28頁。
- (40) 同上・14頁。
- (41) 英国の Paul Matthews 教授もこの点を強調し、公益信託に関する法律は一種の“public law”であるとされる。〔Paul Matthews, *From Obligation to Property, And Back Again? The Future of Non-Charitable Purpose Trust*, in (ed.) D.Hayton, *Extending the Boundaries of Trusts and Similar Ring-Fenced Funds* (Kluwer Law International, 2002), at 227, 渡辺宏之「様々な信託の種類〔研究・信託法(8)〕」信託286号62頁（2021）〕。
- (42) 能見・前掲注4・15頁。
- (43) David Hayton, *Developing the Obligation Characteristic of the Trust*, in (ed.) D.Hayton, *supra note*, at 200, 渡辺・前掲注41・62頁。
- (44) 能見・前掲注4・15頁。
- (45) 『中間試案の補足説明』13頁。
- (46) 同上。
- (47) 同上・14頁。
- (48) 同上・79頁。
- (49) 英国のチャリティにおける種々の問題寄付行為の存在と、それに対処するための最近の改正について、兩宮孝子「英米の公益信託の実情と日本の公益信託への示唆」信託271号26-31頁（2017）等参照。なお、米国の公益組織において生じている種々の問題については、樋口範雄「公益信託法改正とその課題」能見善久＝樋口範雄＝神田秀樹編『信託法制の新時代』（弘文堂、2017）（以下、『信託法制の新時代』とする）282-284頁等参照。
- (50) 特に遺贈寄付については、近年、世界的に倫理規範が設けられている。受贈団体の倫理規範（寄附者の権利侵害、不当勧誘、説明の懈怠、仲介者への過剰報酬、異なる資金使途）、仲介者の倫理規範（利益相反、寄附者の意思非反映、寄附者権利の侵害、説明・意思確認の懈怠、過剰報酬の授受）が重要なポイントである〔樽本哲「寄附の倫理を考える～遺贈寄付の倫理に関するガイドラインを題材に～」『公法協2022年報告書』48頁、254-274頁〕。
- (51) 田中實編『公益信託の理論と実務（トラスト60研究叢書）』（有斐閣、1991）、金澤周作『チャリティの帝国—もうひとつのイギリス近現代史』（岩波新書、2021）〔以下、金澤『チャリティの帝国』とする〕。
- (52) 助成型のチャリティの場合の信託財産は、現金およびまたは投資有価証券であることが一般的であるようである。Anne-Marie Piper, Philip Reed and Emma James, Farrer & Co, *Charitable Organizations in the UK (England and Wales): overview*, Practical Law Country (Thomson Reuters, 2023), at 5. Available at: [https://uk.practicallaw.thomsonreuters.com/8-633-4989?transitionType=Default&contextData=\(sc.Default\)](https://uk.practicallaw.thomsonreuters.com/8-633-4989?transitionType=Default&contextData=(sc.Default))
- (53) *Id.*
- (54) Charity Commission, *Guidance: Charity Types: How to Choose a Structure* (CC22a).
- (55) Charity Commission, *Guidance: Change Your Charity Structure*.
- (56) 松元暢子「比較法から得られる公益信託法改正への示唆」信託法研究42号102-103頁（2017）。
- (57) 松元・同上・103頁。
- (58) 岡本仁宏「チャリティとしてのトラスト—イギリスの状況から」『公法協2022年報告書』214-216頁。
- (59) 岡本・同上218頁。
- (60) 英国におけるチャリティの歴史については、金澤『チャリティの帝国』等参照。
- (61) 英国では、大学もチャリティとなっておりチャリティコミッションに登録されていることが多い。オックスフォード大学やケンブリッジ大学では、さらに各カレッジ単位でもチャリティとなっており登録している。
- (62) <https://www.univ.ox.ac.uk/wp-content/uploads/2017/11/Leaving-a-Legacy.pdf> (LEAVING A LEGACY, オックスフォード大学 New College のウェブサイト)
- (63) Charitable Remainder Gift : Transforming Charitable Giving (公益団体 Philanthropy Impact

- による提案書)」
https://www.philanthropy-impact.org/sites/default/files/downloads/charitable_remainder_gift_submission_charity_tax_forum_and_to_the_hm_treasury.pdf (同団体ウェブサイト)。
- (64) 同上「公益団体 Philanthropy Impact による提案書」8頁。
- (65) Evelyn Brody, *Charitable Governance: What's Trust Law Got to Do with it?* 80Chi-Kent L. Rev. 641, 樋口・前掲注49・284頁、Henry Hansmann, *The Evolving Law of Nonprofit Organizations*, 39 Case W. Res. L. Rev. 807, at 808, 松元・前掲注56・104頁。
- (66) 両宮・前掲注49・37頁。
- (67) Matthew Cardin, *Private Foundations vs. Public Charities: What's the Difference?* (Investopedia.com, March 8, 2023).
- (68) 信託と会社の比較、および両者の「得意分野」については、渡辺宏之「信託と会社〔研究・信託法(9)〕」信託288号5-7頁(2021)等を参照。
- (69) 両宮・前掲注49・37頁。
- (70) 例えば、マイクロソフト創業者夫妻により設立された Bill and Melinda Gates Foundation は、助成型の財団の典型であるが、法形式としては信託形態がとられているようである〔藤谷武史「公益の実現における公益信託の意義」信託法研究42号84頁(2017)〕。
- (71) 例えば、「米国では、100ドル札をホッチキスで止めて受託者に渡せば、すぐに公益信託の設定が可能である」といった事例が紹介されているが、こうした事例はおそらく、日本では「負担付贈与」等となる種類の「charitable trust」の設定であると思われる。
- (72) 柚木馨編『注釈民法(14)』11頁(有斐閣、1966)、松元暢子「公益組織に対して使途を指定して行われた寄付の法的性質と使途の変更」樋口範雄=神作裕之編『現代の信託法—アメリカと日本』280-281頁(弘文堂、2018)。
- (73) Restatement (Third) of the Law of Trusts, §28 comment, 松元・同上・258-260頁。
- (74) 米国法上は、チャリティを受益者とする信託は、チャリティの背後にある公益目的に奉仕する charitable trust と認められる。
- (75) 筆者は、米国における残余公益信託や公益先行信託は、特定使途寄付ではないために信託法第三次リステイメントの charitable trust の要件を満たさず、また、寄付を受ける公益組織が受託者になるとは限らない(これら公益組織が、いったん受贈者として寄付の指定を受けたうえで、当該寄付分を含む残余公益信託や公益先行信託の受託者となることはしばしばあるようである) ために、信託法第三次リステイメントに基づく charitable trust には含まれないと考えている。
- (76) 米国の連邦税法は、信託財産全体が専ら公益目的のために撤回不能形で拠出されることを、内国歳入法典501条(C)(3)の免税適格および寄付税制適格の要件としているため、残余公益信託・公益先行信託はこの要件は満たさないが、部分的な税制優遇を受けられる仕組みになっている。例えば、残余公益信託の課税関係は、将来チャリティに帰属すべき部分と私人に帰属すべき部分を設定時に切り分け、前者については公益信託が設定されたかのように税制優遇(寄付金控除)を与え、将来チャリティに帰属する部分の運用益等も非課税とする一方で、私人に帰属する部分については自益信託と同じように扱うものと理解できる(藤谷・前掲注70・91頁)。
- (77) 藤谷武史「公益のための信託と税制」『信託法制の新時代』392頁、大西たまき「米国ブランド・ギビング、及び日本の公益信託発展への示唆」信託フォーラム17号97頁(2022)、等参照。
- (78) 大西たまき「米国のブランド・ギビングによる公益信託の実用とフィランソピー協働の意義」『信託研究奨励金論集29号』200頁(2008)。なお、米国における種々の種類の planned gift の概要とその最近の状況については、大西・前掲注77参照。
- (79) 特に米国と日本では、「公益信託」の概念や制度が大きく異なっていることにも留意する必要がある。
- (80) 新たな公益信託法を想定した実務運営上の留意点等については、『公法協2022年報告書』において、多数の指摘・示唆がなされている。
- (81) 能見教授は「受託者の拡大も重要な改正であるが、実際にどこまで認可でみとめられるか未知数である」と指摘される(能見・前掲注4・28頁)。
- (82) 公益法人協会の鈴木勝治副理事長は、公益信託法改正について、2014年に刊行された論考で以下のような見解を示されている。「検討の結果、現状の公益信託をやや拡大した公益目的事業の執行と資産の運用と管理が公益信託の得意な分野ということになるならば、その周囲の事項を整備していくことで十分であり、公益法人との形式的な整合性を求めるあまり、安定した運用のなされている現行公益信託制度に毛を吹いて傷を求めることもないと思われる。」(鈴木・前掲注18・24頁)。

- (83) 信託法学会シンポジウム「公益信託法改正」における、藤谷武史教授の以下の発言が示唆的である。「私人としては、既存の公益活動組織に託した場合に自分の「公益」ビジョンとは異なる使われ方をするのではないかというエージェンシー・コストと、自ら公益信託を設定し公益活動を立ち上げさせることに伴うガバナンス・コストの比較によって判断を行うのであろうし、社会としては、どちらのルートであれ、各私人のニーズに応じて公益活動に向けた自由な財産処分が円滑に行われるならばそれでよい、ということになろうかと思われる。・・・つまるところ、「公益信託」という器のポテンシャルを十分に活かすうえでも、信託を用いた「公益活動促進」の使命全てを認可型の「公益信託」に盛り込むのではなく、より包括的な視点を持つことが有用なのではないか、ということになる。」(藤谷・前掲注70・95頁)。
- (84) 『中間試案の補足説明』83頁、85頁。
- (85) 藤谷・前掲注70・94頁
- (86) 藤谷・前掲注77・398頁。
- (87) 斎藤弘道「遺贈寄付の現状・課題等について」『公法協2022年報告書』47頁。
- (88) 松井秀樹「新公益信託法への提案」信託フォーラム11号34-35頁(2019)。
- (89) 本稿脱稿時点では、同行における地方自治体向けの寄付を行う遺言代用信託は、新規募集停止となっている。
- (90) Estate Planning, Understanding Charitable Remainder Trusts (November 25, 2020)
(<https://www.estateplanning.com/understanding-charitable-remainder-trusts>)
- (91) *Id.*

(わたなべ・ひろゆき)